

経済産業省令等の改正の建議について

(趣旨)

経済産業省令等の改正を経済産業大臣に建議することについて、ご審議をいただきます。

一般送配電事業者等において、仮に不適切な工事発注等による不当な支出増があった場合には、規制料金（経過措置料金及び託送料金）における超過利潤を減少させ、ひいては値下げ余地の縮小につながる可能性がある。

規制料金における値下げ余地の縮小をより確実に防止するためには、以下のような仕組みを導入することが適当と考えられる。

- ①電気事業託送供給等収支計算規則（以下「計算規則」という。）を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にする（経過措置料金に係る超過利潤の計算も同様）。
- ②これまでも実施してきた監査及び事後評価において、今後は、改正された計算規則通り運用しているかどうかについても確認する。

については、資料 3-1 の案のとおり、経済産業省令等の改正を経済産業大臣に建議することとしたい。

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

経済産業省令等の改正に関する建議について

電力・ガス取引監視等委員会は、以下のとおり省令等を改正することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

1. 電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にすること。
2. 「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成28年3月28日）を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にすること。

【参考】関係法令等

【電気事業法】

(建議)

第66条の14 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

① 現行の制度

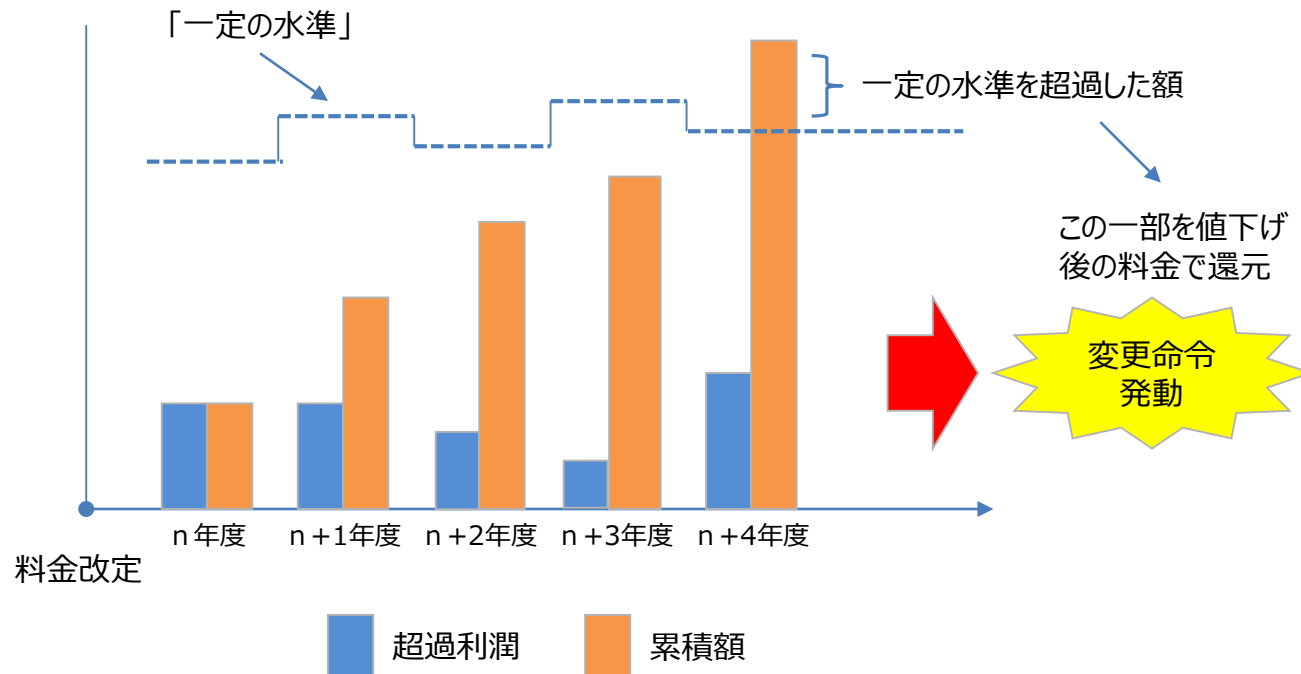
現行制度には効率化インセンティブが組み込まれている。

(超過利潤累積額が「一定の水準」を超えて、託送料金を値下げすることとなったとしても、原則として、一定の水準を超過した額の一部のみが還元額となり、超過利潤累積額の大部分は内部留保としてよいとされている。)



こうした制度の下、一般送配電事業者等は、営利企業として、利潤の最大化に向け、当然、最大限のコスト削減に努めると考えられる。

現行のストック管理 (イメージ図)



② 新たな仕組みの導入

上記①を前提にしつつも、より確実に不適切な発注・契約による支出増による値下げ余地の縮小を防止するため、以下の仕組みを新たに導入する。

- ・電気事業託送供給等収支計算規則（以下「計算規則」という。）を改正し、不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にする（経過措置料金に係る超過利潤の計算も同様）。
- ・これまでも実施してきた監査及び事後評価において、今後は、改正された計算規則通り運用しているかどうかについても確認する。